

韓国における新時代の巨大リスクと保険制度 —— 災害政策保険を中心に ——

韓国保険学会理事、早稲田大学教授
李洪茂

I. はじめに

韓国における「災難及び安全管理基本法」第3条（定義）第1項には、災難（以下、災害と称する。）が自然災害と社会災害に分けて規定されている¹。この自然災害と社会災害のいずれもその規模と頻度において増加の傾向にある。これらの災害に対する保険制度の中で、風水害保険、農作物災害保険、家畜災害保険、養殖水産物災害保険、漁船・魚船員災害補償保険に対しては、保険料と運営費に対して政府による財政支援が行われており、これらの保険は災害政策保険と称される。

本報告では、これらの韓国で実施されている災害政策保険を中心に、その運営実態を分析して、論点を明らかにする。

II. 災害政策保険の運営

災害政策保険では、加入者に対する保険料と保険会社に対する事業費に対して、国の財政からの補助金が支払われている。また、農業災害保険事業（農作物災害保険、家畜災害保険）と漁業災害保険事業（養殖水産物災害保険）に対しては、巨大災害発生から保険会社を保護するため、国による再保険が行われている。

政府の再保険は、保険の種類によってその方法が異なっているが、農業災害保険事業（農作物災害保険、家畜災害保険）と漁業災害保険事業（養殖水産物災害保険）に対する基金事業方式と、風水害保険の損失補てん準備金に対する準備金方式がある。また、政策保険の剰余金は、基金または損失補てん準備金として積立てられ、保険会社の損失発生の際に、その損失補てんとして使われる。

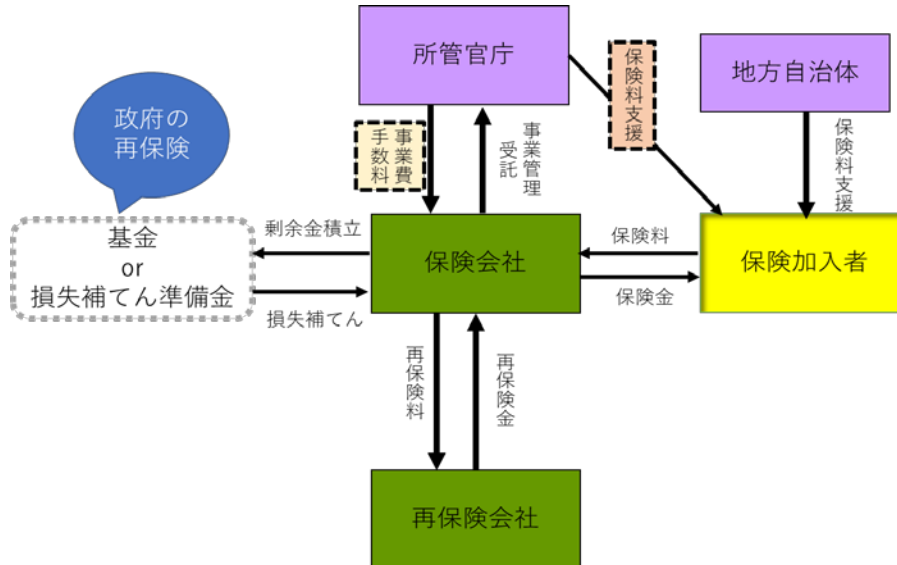
保険会社は、国による再保険の後に残存するリスクの一部を民間の再保険会社に移転する追加的な再保険契約を締結している。

¹ 自然災害には、台風、洪水、豪雨、強風、波浪、津波、大雪、寒波、落雷、干ばつ、熱波、地震、黄砂、藻などの大量発生、潮（潮水）、火山活動、小惑星・流星体などの自然宇宙物体の墜落・衝突、その他これに準ずる自然現象により発生する災害がある。

また、社会災害には次のようなものが含まれる。第一に、火災・崩壊・爆発・交通事故（航空・海上事故を含む）・化学兵器の事故・環境汚染事故などにより発生する一定規模以上の被害と国の核心基盤の麻痺である。第二に、「感染症の予防及び管理に関する法律」に基づく感染症または「家畜伝染病予防法」による家畜伝染病の拡散である。第三に、「微細粉塵低減及び管理に関する特別法」による微細粉塵などによる損害である。

韓国における韓国における災害政策保険の財政支援の仕組みは、次の通りである。

図 1 韓国における災害政策保険の財政支援の仕組み



(出典) 韓国国会の資料を参考に作成

III. 災害政策保険の運営における論点

1. 保険料率体系

保険料率は、損害の発生確率と損害の規模によって算出される。しかし、政策の目的達成のためには、保険料率にリスクの発生確率を正確に反映することには限界があり、保険料の負担能力が考慮される。

2. 危険分担

政府は、保険会社の安定的な事業の運営のために、再保険を引き受けている。この政府と保険会社間の危険分担について、保険会社の適正な保有の割合が問題とされる。

3. 加入率

災害政策保険の加入率は、貧困層の方が低いため、特に貧困層の加入率を高める必要がある。

4. 災害支援制度との整合性

災害政策保険に加入していない被災者に対する支援制度と政策保険の整合性を確保する必要がある。

以上